

ひとりでも労働者（社員）を雇ったら労働保険加入は事業主の義務です！

労働保険の昨年度の保険料を確定して、新年度の保険料を算定する「年度更新」の時期を迎えています。春日井民商には労働保険の事務手続きを行う「労働保険事務組合」があって会員の便宜を図っています。民商へ事務委託をしている事業所へは「年度更新」に必要な書類を送付しましたので、期日（4月27日（火））までに提出をお願いします。

労働保険は強制加入

労働保険は、原則として労働者をひとりでも雇っていれば事業主は加入の手続きを行い労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険は業務上の事故や病気の場合に保険給付を行うものです。一方、雇用保険は労働者が失業した場合に、生活及び雇用の安定を図り再就職に必要な給付を行う制度で両方をあわせて労働保険とよんでいます。

事業主が労働保険の加入を怠っていると、さかのぼって保険料を徴収されることもありますので注意が必要です。

事業主の労災は？

事業主や家族は、原則、労働保険に加入できません。ただし民商のような「労働保険事務組合」に事務委託した場合は労災保険に「特別加入」することができます。

建設業の一人親方は「一人親方組合」で労災加入を

従業員はいないが建設現場に入るのに「労災」に加入しなければならない人は、一人親方組合で労災保険に入ります。春日井民商は一昨年、小牧民商と合同で「小牧・春日井建設業組合」を設立、一人親方でも労災加入できますので、安心して建設現場に入れます。

労働保険の手続き等不明なことは事務所までお問い合わせください。また上記の通り「労働保険学習会」を計画しました。ぜひご参加ください。



労働保険について知りたい方
書類の書き方がわからない方
労働保険学習会
を開きます
とき 4月27日（火）
午後2時と7時
ところ 民商事務所2階
※書類作成が必要な人は印鑑を
持参ください

春の簿記教室の日程が決まりました

5月13日（木）スタート！ 毎週木曜日の午前10時から正午まで 8回コースです
受講料 10,000円（民商会員以外は15,000円）

会員・読者など仲間を増やす取り組みにご協力ください

税金が払えない、融資を受けたい、労働保険を知りたいなどまわりにこんな人がいたら「ぜひ民商へ」と誘いましょう！

今年も春日井九条の会の講演会が開かれます

とき 5月30日（日）午後1時から

ところ 東部市民センター

講師 落合恵子さん「いのちの感受性」

参加費 500円

チケットは事務所にあります。

詳しくは折り込みのチラシをご覧ください。

《各支部の納税相談会の日程》

東支部
5月9日（日）午後1時半
高蔵寺ふれあいセンター

北支部
4月24日（土）
午後7時半から
民商事務所

西支部
4月16日（金）
午後7時
山田国臣宅

※南支部は相談中、詳細は支部役員にお尋ねください



今年の民商総会を以下の通り開催します

春日井民商第44回定期総会

6月11日（金）夜7時～

グリーンパレス春日井 第1会議室

いまから日程をあけて多数ご参加ください。

洗濯機さしあげます

2001年シャープ製の全自動

容量5.5キロで半年使用のもの

取りに来てくれる方

希望者は山田まで連絡ください

電話 85-1457

皆さんの会費が会の活動を支えています

会費の納入のお願い

毎月、15日までの会費納入にご協力下さい

会計 伊藤英雄